

# 消費者問題に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	松沢	成文 (維新)	神谷	政幸 (自民)	打越	さく良 (立憲)
理事	こやり	隆史 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	福島	みずほ (立憲)
理事	中田	宏 (自民)	島村	大 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	石橋	通宏 (立憲)	三木	亨 (自民)	音喜多	駿 (維新)
理事	安江	伸夫 (公明)	宮本	周司 (自民)	田村	まみ (民主)
	赤松	健 (自民)	山田	太郎 (自民)	山添	拓 (共産)
	生稲	晃子 (自民)	石垣	のりこ (立憲)		(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第210回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

### 〔法律案の審査〕

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案は、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めること、寄附を勧誘する際の配慮義務の遵守に係る勧告、公表等についての規定を創設すること、この法律の規定についての検討に関して、施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」に改めること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、両法律案について河野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、法人等による寄附の不当な勧誘防止法案の衆議院における修正部分について稲田衆議院消費者問題に関する特別委員長から説明を聴取した後、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、河野内閣府特命担当大臣等に対して質疑を行った。

委員会の質疑においては、被害者の困惑についての立証の困難性、寄附を勧誘する際の配慮規定の意義と効果、被害者救済の実効性の確保、新法の適切な運用と必要な見直し、衆議院における修正によって期待される効果等について議論が行われた。

討論の後、順次採決の結果、消費者契約法及び国民生活センター法改正案は、全会一致をもって、法人等による寄附の不当な勧誘防止法案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

### 〔国政調査〕

11月9日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和3年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について河野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

11月16日、靈感商法対策に取り組む河野大臣の所見、いわゆる「健康食品」の法律上の位置付け及び担当省庁・部局、いわゆる「健康食品」の更なる活用を検討する必要性、「旧統一教会」問題の被害者救済に向けた新法の準備状況、食品ロス問題とエシカル消費に対する国民の認知度を上げる方策、ナッツ類に食物アレルギー表示義務を課す必要性、生命保険の解約返戻金に関する国民生活センターへの相談事例、一部の外貨建て保険の解約時に生じるタイムラグマージン（手数料）の問題点、低解約返戻金型又は無解約返戻金型の保険商品を規制し消費者保護を図る必要性、靈感商法等の被害に関する相談状況、消費生活相談体制を強化する必要性、消費者教育の充実及び周知啓発のための地方自治体との連携の必要性、消費者契約法における宗教法人に対する寄附の考え方、マインドコントロールを規定した法律の有無、消費生活相談員に対する靈感商法関連の研修を充実させる必要性、消費者行政のデジタル化の推進に関する河野大臣の所見、消費者庁が実施する表彰制度の費用対効果の検証と改廃の必要性、カスタマーハラスメントの防止に向けた政府の取組、消費者契約法における靈感商法に係る取消権の規定の有効性、会計年度任用職員に移行した消費生活相談員の処遇改善、非正規職員が増える要因である公務員定員削減計画の見直しの必要性等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年10月3日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○令和4年11月9日(水) (第2回)

○消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和3年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について河野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

### ○令和4年11月16日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「旧統一教会」問題に関する件、いわゆる「健康食品」の活用に関する件、食品ロスの削減に関する件、生命保険の解約返戻金に関する件、消費生活相談体制の強化に関する件、消費者教育の充実に関する件、カスタマーハラスメントの防止に関する件等について河野内閣府特命担当大臣、大串内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、川田龍平君（立憲）、村田享子君（立憲）、安江伸夫君（公明）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和4年12月9日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について河野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院消費者問題に関する特別委員長稲田朋美君から説明を聴き、修正案提出者衆議院議員宮崎政久君、同山井和則君、河野内閣府特命担当大臣、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、岸真紀子君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

中央大学大学院法務研究科教授 宮下修一君  
公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長 増田悦子君  
旧統一教会元2世信者 小川さゆり君  
全国靈感商法対策弁護士連絡会  
弁護士 阿部克臣君

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、石橋通宏君（立憲）、宮崎勝君（公明）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、田村智子君（共産）

○令和4年12月10日（土）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、河野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、福島みずほ君（立憲）、打越さく良君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、音喜多駿君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(閣法第22号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。